

秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第44条第1項の規定に基づき、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針（平成13年4月1日秋田県公告）を次のように変更したので、公表する。

変更後の事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針は、平成29年5月30日から施行する。

平成29年5月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1 趣旨

- 1 この指針は、秋田県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第44条第1項の規定に基づき、事業者が個人情報の保護に関し自主的に適切な措置を講ずる際の際のよりどころとなるよう作成したものである。
- 2 この指針は、個人情報の処理形態のいかんにかかわらず、その事業活動に伴って個人情報を取り扱う全ての事業者を対象とする。
- 3 事業者は、自ら保有する個人情報の性質、利用方法、適正な事業実施への影響等を総合的に勘案しつつ、この指針に定める事項の趣旨を十分に踏まえて、個人情報の保護に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

第2 定義

- 1 この指針において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別されるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人が識別され得るものを含む。）をいう。
- 2 この指針において「事業者」とは、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- 3 この指針において「遺族」とは、事業者が死者を本人とする個人情報を保有する場合において、次に掲げる者をいう。
 - (1) 当該死者の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び子
 - (2) (1)に掲げる者がいない場合にあつては、当該死者の父母
 - (3) (1)及び(2)に掲げる者がいない場合にあつては、当該死者の孫、祖父母及び兄弟姉妹

第3 事業者が取り扱う個人情報の保護に関する措置

1 個人情報の収集

事業者は、個人情報を収集する場合は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 事業の範囲内において、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明らかにし、その目的の達成のために必要な範囲内で収集すること。
- (2) 適法かつ公正な手段により収集すること。
- (3) 思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、収集しないこと。ただし、当該個人情報の収集が本人の同意に基づくとき、事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 個人情報を取り扱う目的を本人に明らかにした上で、本人から収集すること。ただし、当該個人情報の収集が本人の同意に基づくとき、事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。
- (5) (3)及び(4)のただし書の定めるところにより個人情報を収集するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにすること。

2 個人情報の適正管理

事業者は、次の事項に留意して、その保有する個人情報を適正に管理するよう努めるものとする。

- (1) 個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めること。
- (2) 保有する個人情報は、取り扱う目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新のものに保つよう努めること。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去の措置を講ずること。
- (4) 個人情報を取り扱う業務に従事する者が、個人情報の保護のために必要な措置を適切に講ずるよう監督すること。
- (5) 個人情報を取り扱う業務の全部又は一部を第三者に委託するときは、受託者に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう求めること。

3 個人情報の利用及び提供

事業者は、個人情報を当該事業者内で利用し、又は当該事業者以外のものへ提供する場合は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 個人情報を取り扱う目的の範囲内で利用し、又は提供すること。
- (2) 個人情報を取り扱う目的の範囲を超える個人情報の利用又は提供は行わないこと。ただし、本人の同意があ

るとき、事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。
(3) (2)のただし書の定めるところにより個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにすること。

4 個人情報の開示等

事業者は、その保有する個人情報の本人若しくは遺族又はこれらの法定代理人（以下「本人等」という。）から本人の個人情報について開示等を求められた場合は、次によるものとする。

- (1) 本人等から本人の個人情報について開示するよう求められた場合は、事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずること。
- (2) 本人等から本人の個人情報の事実の誤りについて訂正（追加及び削除を含む。）するよう求められた場合においてその内容が正当と認められるときは、事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずること。
- (3) 本人等から本人の個人情報について利用の停止等をするよう求められた場合においてその内容が正当と認められるときは、事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があるときを除き、これに応ずること。

5 責任体制の確立

- (1) 事業者は、個人情報が適正に取り扱われるよう責任体制の確立に努めるものとする。
- (2) 事業者は、個人情報が適正に取り扱われるよう従業員等の意識の啓発等に努めるものとする。
- (3) 事業者は、個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置し、本人等から本人の個人情報の取扱いについて苦情等があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

第4 県が出資する法人の特例

事業者のうち条例第4条第2項の「県が出資する法人のうち実施機関が定めるもの」に該当する者は、個人情報の保護に関する規程を定め、県の実施機関が取り扱う個人情報の保護に関する措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

第5 個人情報取扱事業者の遵守すべき事項

事業者のうち個人情報取扱事業者（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者をいう。）は、この指針のほか、同法第4章の規定を遵守するものとする。